

資源循環事業等の検討に関する連携協定の締結について（報告）

1 報告要旨

令和５年６月２日（金）に中部電力株式会社（以下「中電」という。）と締結した資源循環事業等の検討に関する連携協定（以下「連携協定」という。）に基づき、今後の市及び中電の両者で検討する概要について報告する。

2 中電からの提案内容

中電より、カーボンニュートラルの実現に向けた、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用による環境負荷の低減並びに温室効果ガスの削減に向けた取組を官民が連携し、推進するため、環境機能を有するごみ処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理施設）の建設及び運営について、次に掲げる提案があった。

(1) 焼却する廃棄物

４ヘクタール程度の敷地の施設で１日に一般廃棄物を１４０トン、産業廃棄物を６０トンの混合処理が可能であること。

※収集して処理する産業廃棄物は有害でない可燃性廃棄物のみを対象とする。

(2) ごみ焼却及びメタン発酵の複合システム

ごみ焼却にメタン発酵を組み合わせることにより、１日２００トンの処理量のうち、５６トン分をメタン発酵処理することが可能であること。

なお、メタン発酵によるし尿処理については、処理が実現可能か確認中である。

(3) バイオマス発電機能

ごみ焼却及びメタン発酵によるバイオマス発電により、発電された電気が再生可能エネルギーとして利活用が可能であること。

3 市の方針

令和５年（２０２３年）２月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、国が掲げる目標に本市として賛同し、様々な施策を展開していく方針を掲げている。

そのため、上記２の提案が、今後の市の資源循環やカーボンニュートラルの実現に資する内容であるか、法令及び関連計画との整合性を図ることができる内容であるか、将来のごみ排出量の推移を踏まえつつ、市のごみ処理を継続的に実施できる内容かどうか、費用対効果等を踏まえ、クリーンセンター衣浦（以下「センター衣浦」という。）を延命化又は建て替えを実施した場合等と比較する中で、実現可能性について検討していく。

4 連携協定により検討を行う事項

- (1) センター衣浦に代わる、地域バイオマスの最大限の活用を目的とするこれからの時代にふさわしいごみ処理施設の建設及び運営に関すること（施設建設候補地の検討を含む。）。
- (2) バイオマス再生可能エネルギーの市内公共施設での調達及び市内需要家に対する供給（地産地消）に関すること。
- (3) 一般廃棄物の資源化の推進及び処理コストの低減に関すること（現行施設の延命化費用等の検討を含む。）。
- (4) 産業集積地の特性を踏まえた、有害でない可燃性産業廃棄物の有効活用及び処理コストの低減に関すること（産業廃棄物処理ニーズの把握等）。
- (5) その他、連携事業の達成のために必要と認め、合意したこと（し尿処理に関することを含む。）。

5 検討期間

協定締結日から1年間を目途に検討する。ただし、検討状況によって期間を延長する。

6 センター衣浦の現状

(1) センター衣浦の施設概要

事業実施主体	衣浦衛生組合（本市及び高浜市）
ごみ処理体制	一般廃棄物中間処理（焼却、破碎及び選別処理）施設
竣工年月等	・平成7年（1995年）9月 ・平成28年（2016年）基幹的設備改良工事（以下、「基幹改良工事」という。）実施
施設規模	190トン/日※最大処理規模

(2) センター衣浦のごみ処理広域化計画における位置付け

ごみ処理施設の広域化、集約化を目的とする計画である、愛知県及び衣浦東部ブロック（碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市）のごみ処理広域化計画において、令和22年度（2040年度）以降を目安として安城市環境クリーンセンターと統合することとし、統合までの期間を基幹改良工事による現施設延命化することに向けた検討を行うこととしている。